

# MY企業年金通信

区分	DB	DC	PBO	その他
内容	法令等	制度	運用	その他
必須ご対応事項(※)	あり			なし

前号までは、こちらのURL（企業年金の広場）からご覧いただけます。  
<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/consulting/plaza/index.html>

※事業主及び企業年金基金にてご対応いただく必要がある題材が含まれている場合に「あり」と表示しています。

## 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律について

### ポイント

◆令和2年6月5日に、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）が公布されました。（注）

#### 1. 公的年金に係る改正

##### ○改正概要：

##### (1) 被用者保険の適用拡大

	項目	施行期日
①	短時間労働者を被用者保険の適用対象とすべき事業所規模要件の段階的引き下げ ・500人超 → 100人超 ・100人超 → 50人超	2022年10月1日 2024年10月1日
②	短時間労働者の適用要件のうちの勤務期間要件の変更 ・1年以上 → 2カ月超	2022年10月1日
③	5人以上の個人事業所に係る適用事業所に、士業（*1）を追加	2022年10月1日

(\*1) 弁護士、公認会計士等（その他政令で定める者）

##### (2) 在職中の年金受給の在り方の見直し

	項目	施行期日
①	60～64歳の特別支給の老齢厚生年金を対象とした在職老齢年金制度（低在老）の支給停止が開始される額（*2）の基準の引き上げ ・28万円 → 47万円（2020年度額）	2022年 4月1日
②	65歳以上在職中の老齢厚生年金受給者の年金額に毎年定額改定を導入	2022年 4月1日

(\*2) 基本月額（加給年金を除く年金年額÷12）と総報酬月額相当額（標準報酬月額+1年間の標準賞与額÷12）の合計額

##### (3) 受給開始時期の選択肢の拡大

	項目	施行期日
①	繰下げ受給の上限年齢の引き上げによる受給開始時期の選択肢の拡大 ・60歳～70歳 → 60歳～75歳	2022年 4月1日

(注) 法律 <https://kanpou.npb.go.jp/old/20200605/20200605g00111/20200605g001110007f.html>  
 厚生労働省HP [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000147284\\_00006.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000147284_00006.html)

<次頁（裏面）に続きます>

・本資料は、明治安田生命保険相互会社団体年金サービス部団体年金設計グループが情報提供資料として作成したものです。本資料は、情報提供のみを目的として作成したものであり、保険の販売その他の取引の勧誘を目的としたものではありません。  
 ・当社では、本資料の掲載内容について細心の注意を払っていますが、これによりその情報に関する信頼性、正確性、完全性などについて保証するものではありません。  
 ・本資料の著作権は明治安田生命保険相互会社に属し、その目的を問わず無断で複製、転載および譲渡することはご遠慮ください。  
 ・本資料は作成日時時点の情報をもとに作成しており、法令変更、金融情勢の変化等により、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることがあります。

ポイント

2. 企業年金に係る改正

○改正概要：

(1) DB・DC共通関係

	項目	施行期日
①	制度間の年金資産の移換（ポータビリティ）の改善 ・ 終了したDBから個人型DC（iDeCo）への残余財産の移換 ・ 脱退等に伴う企業型DCから通算企業年金（*3）への個人別管理資産の移換	2022年 5月1日

（\*3）DBや企業型DCが共同で設立し会員となっている企年連が、退職者等向けに運用する年金の一つ

(2) DB関係

	項目	施行期日
①	支給開始時期の設定可能範囲の拡大 ・ 60～65歳 → 60～70歳	公布日

(3) DC関係

	項目	施行期日
①	加入可能要件の見直し ・ 企業型DC：厚生年金保険被保険者のうち65歳未満 → 70歳未満 ・ iDeCo：国民年金保険の被保険者のうち60歳未満 → 65歳未満	2022年 5月1日
②	受給開始時期の選択肢の拡大 ・ 60～70歳 → 60～75歳	2022年 4月1日
③	中小企業向け制度（簡易型DC・iDeCoプラス）の対象範囲の拡大 ・ 制度実施可能な従業員規模が100人以下 → 300人以下	公布日から6か月以内
④	企業型DC加入者のiDeCo加入の要件緩和 ・ 全体拠出限度額から事業主掛金を控除した範囲内でiDeCo加入可能	2022年10月1日
⑤	企業型DC加入者のマッチング拠出とiDeCo加入の選択	2022年10月1日
⑥	中途引き出し（脱退一時金）の改善 ・ 脱退一時金の受給要件のうちの通算の掛金拠出期間要件の緩和 3年以下→政令で定める期間内（*4） ・ 外国籍人材帰国時の脱退一時金の受給要件を公的年金同様に緩和 ・ 企業型DCからiDeCo非経由で脱退一時金を直接受給する要件緩和	2021年 4月1日 2022年 5月1日 2022年 5月1日
⑦	企業型DCの記録関連運営管理機関等による企業型DC加入者等の掛金拠出状況等の電子情報処理組織による閲覧方法の提供	2022年10月1日
⑧	企業型DCの規約変更手続の見直し ・ 資産管理機関の名称及び住所変更に伴う規約変更について、厚生労働大臣への届出を不要に	公布日から6か月以内
⑨	運営管理機関の登録事項から役員の住所を削除	公布日

（\*4）社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論の整理では5年以下に見直すべきと記載